議案第２１号

東広島市天然記念物の指定解除について

東広島市文化財保護条例（平成１９年東広島市条例第９号）第５条第１項の規定により、東広島市天然記念物を指定解除することについて、次のとおり提案する。

令和４年１０月２７日提出

東広島市教育委員会
教育長　　市　　場　　一　　也

１　提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定解除が妥当との答申を受けた物件について、東広島市天然記念物の指定を解除するため、この議案を提出するものである。

２　指定解除する文化財

種　　類	東広島市天然記念物
名　　称	飯田のナシ
員　　数	１本
原　　因	滅失による。 令和４年９月１９日、台風１４号による強風により 根元から倒れ、再生の見込が無いため
所在の場所	東広島市豊栄町飯田１０６７番
所有者等の住所	東広島市豊栄町飯田１０７１番地
所有者等	辻　久則

３　指定を解除する期日

令和４年１０月　　日

４　根拠規定

東広島市文化財保護条例

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定により市指定等又は同条第２項の規定により市認定された東広島市文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その市指定等又は市認定を解除することができる。

２～５　－略－

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成２０年東広島市教育委員会規則第２号）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（－略－）第２５条第１項の規定に基づき、東広島市教育委員会（－略－）の権限に属する事務のうち、法第２５条第２項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(9)　－略－

(10)　文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

(11)～(12)　　－略－

別記様式第10号（第８条関係）

東広島市~~重要文化財（有形民俗文化財、史跡名勝~~天然記念物、
~~重要文化的景観）滅失（毀損、亡失、盗難）~~届

令和４年　９月２１日

東広島市教育委員会　様

所有者　住　所　東広島市豊栄町飯田１０７１番地
氏　名　辻　久則

次のとおり、東広島市~~重要文化財（有形民俗文化財、~~史跡名勝天然記念物、~~東広島市重要文化的景観）~~が滅失~~（毀損、亡失、盗難）~~しましたので、届け出ます。

１	種別、名称	天然記念物、飯田のナシ
２	員　数	１株
３	指定年月日	昭和６０年２月２２日
４	滅失が生じた場所	東広島市豊栄町飯田１０６７番
５	滅失当時の管理状況	周辺の草刈等、通常管理
６	滅失の原因、箇所及び程度	強風のため腐朽した根元から倒壊
７	滅失の事実を知った日時	令和４年９月２０日１３：００頃
８	滅失後執られた措置	滅失届の提出
９	その他参考となる事項	

添付資料
（１）　毀損の場合にあっては、写真（キャビネ版）及び見取図その他損傷状態を示す資料

※　東広島市重要文化財（有形民俗文化財）については、指定書記載の場所が現在の所在と異なる場合は、現在の所在地を「所在地」欄に併記すること。

東広島市教育委員会収受
東広教 文 第 259 号
-4.9.21
処理期限　月　日
フォルダー名　保存年限　年

飯田のナシ
飯田
向谷
△474.5
·482
△51
伊尾谷
東広島市
豊栄町
清武
原なし川
·465
550
500
450
430

飯田のナシ
豊栄町　飯田

付図　飯田のナシ位置図

滅失の状況を示す写真

倒れた状況（東から）

北東側の空き家に倒れかかった状況

倒れた状況（北から）

（参考）飯田のナシ『東広島市の巨樹』より

① 飯田のナシ

【所 在 地】豊栄町　飯田　飯田集会所裏
【樹　　高】25m
【胸高幹囲】286cm
【種　　別】市天然記念物
【撮 影 日】平成22年6月4日

国道375号を北上して，三次市三和町との境界の標識から手前300ｍばかりの左手に，このナシはあります。

ニョキッとした変な姿ですから，よく目につきます。

水分の少ないかたい実がなるそうです。

令和４年１０月２０日

東広島市教育委員会　様

東広島市文化財保護審議会

東広島市文化財の指定解除について（答申）

令和４年１０月１１日付け、東広教文第２５９号で諮問のこのことについては、指定解除することが妥当と認めます。

◎諮問物件

・令和４年度　東広島市文化財指定解除諮問物件

種別	名　称	種類	員数	原因	指定地	所有者
市天然記念物	飯田のナシ	天然記念物	１本	滅失による。 令和４年９月１９日、台風１４号による強風により根元から倒れ、再生の見込が無いため	東広島市豊栄町飯田１０６７	辻　久則